

立川市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行による。

立川市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例

立川市児童育成手当支給条例（昭和44年立川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(受給資格)</p> <p>第2条 手当の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有している者とする。</p> <p>(1) 親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であつて次のいずれかに掲げる障害者又は児童（以下「対象児」という。）を監護し、かつ、当該生計を主として維持しているものであること。</p> <p>ア略.....</p> <p>イ 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）若しくは母が死亡し、若しくは<u>別表第2</u>に定める程度の障害を有し、又は父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童</p> <p>(2)略.....</p> <p>(3) 每年1月から5月までの月分の手当については前前年、その他の月分の手当については前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に掲げる<u>同一生計配偶者</u>及び同項第34号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童の前年の12月31日現在における有無及び数に応じて市長が定める額をえた額以</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第2条 手当の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有している者とする。</p> <p>(1) 親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であつて次の二に掲げる障害者又は児童（以下「対象児」という。）を監護し、かつ、当該生計を主として維持しているものであること。</p> <p>ア略.....</p> <p>イ 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）若しくは母が死亡し、若しくは<u>別表第1</u>に定める程度の障害を有し、又は父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童</p> <p>(2)略.....</p> <p>(3) 每年1月から5月までの月分の手当については前前年、その他の月分の手当については前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に掲げる<u>控除対象配偶者</u>及び同項第34号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童の前年の12月31日現在における有無及び数に応じて市長が定める額をえた額以</p>

<p>上でないこと。</p> <p>2 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、前項の規定にかかわらず、受給資格者としない。</p>	<p>(1)略.....</p> <p>(2) 前項第1号イに掲げる児童が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該児童と生計を同じくしている父又は母が別表第2に定める程度の障害を有しているときを除く。）。</p>	<p>（支給額）</p>	<p>第3条 手当の種類及び額は、対象児1人について当該区分に応じ、別表第3のとおりとする。</p>	<p>2略.....</p>	<p>（支給期間及び支払期日）</p>	<p>第5条 手当は、受給資格の認定の申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、当該各号に定める月から支給する。</p>	<p>(1)～(3)略.....</p>	<p>2略.....</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>.....略.....</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p>
<p>上でないこと。</p> <p>2 次の各号の<u>二</u>に該当するときは、前項の規定にかかわらず、受給資格者としない。</p>	<p>(1)略.....</p> <p>(2) 前項第1号イに掲げる児童が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該児童と生計を同じくしている父又は母が別表第1に定める程度の障害を有しているときを除く。）。</p>	<p>（支給額）</p>	<p>第3条 手当の種類及び額は、対象児1人について当該区分に応じ、別表第2のとおりとする。</p>	<p>2略.....</p>	<p>（支給期間及び支払期日）</p>	<p>第5条 手当は、受給資格の認定の申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次の各号の<u>二</u>に該当する場合においては、当該各号に定める月から支給する。</p>	<p>(1)～(3)略.....</p>	<p>2略.....</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>.....略.....</p>	

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの

別表第3（第3条関係）

手当の種類	対象児区分	手当の額
……略……	……略……	……略……

別表第2（第3条関係）

手当の種類	対象児区分	手当の額
……略……	……略……	……略……

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の立川市児童育成手当支給条例第2条第1項第3号の規定は、平成31年6月分の手当から適用し、同年5月分までの手当

については、なお従前の例による。